

赤い羽根共同募金 平成30年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業 広域福祉活動支援事業 取扱要領

1. 助成対象団体について

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等で滋賀県共同募金会（以下、本会という。）会長が適当と認める民間の団体とする。

ここで言う「民間の団体」とは、県内に拠点をおき活動する法人、団体、ボランティアグループ等とし、特にその法人格は問わない。

2. 助成対象事業について

助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉課題など様々な地域課題の解決に向けて取り組む次の事業とする。
 - ① 広域（県域または複数市町域等）で新たに取り組む事業
 - ② その事業を育成し、定着させることで地域の課題解決が期待できる事業
 - ③ 新たに取り組む事業、育成・定着を支援する事業については原則、事業開始から3年以内の事業
 - ④ 周年時期に実施する特別な事業等
- (2) 対象経費については、次のとおりとする。
 - ・講師謝金 ・交通費 ・材料費 ・印刷費 ・通信費 ・活動資材購入費
 - ・その他滋賀県共同募金(以下「本会」という。)会長が必要と認める経費
- (3) 対象外経費については、次のとおりとする。
 - ・ボランティア、団体の役職員への謝金交通費 ・全国大会、研修会への参加費 ・会議、打合せ時の飲食費 ・継続発行する機関誌、広報誌に関する費用については、原則、対象外とする。

※ボランティア、団体の役職員の謝金等が、今回の新規事業の立上げに際し必要で、助成を希望する場合は、説明資料を添付することとする。
- (4) その他、本会会長が必要と認めた事業

3. 助成額について

助成額は、対象事業費の3/4を助成するものとし、助成限度額は50万円とする。

4. 事業の実施について

- (1) 助成決定通知日（平成30年8月予定）以降の事業着手とし、平成32年3月31日までに完了するものとする。（助成金の請求は事業完了後、かつ平成31年1月1日以降とする。）

5. 赤い羽根共同募金の明示について

赤い羽根共同募金は、その「使いみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するにあたっては、必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、ホームページや会報等により広く広報することとする。

6. 申請について

- (1) 別に定める『平成30年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業申請書』を本会事務局に提出する（郵送可）
- (2) 申請は1団体1事業とする。
- (3) 申請書の提出期限は平成30年5月末までに本会に必着とする。

7. 助成金の決定について

- (1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は、過去の受配状況も考慮する。
- (2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施、また、申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

8. その他

本助成事業の決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

9. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3-28 (滋賀県厚生会館内)

TEL : 077-522-4304

FAX : 077-522-4375

E-mail : info@shiga-akaihane.org

HP : <http://www.shiga-akaihane.org>